

教育子ども委員会 説 明 資 料

平成 2 6 年 3 月 1 2 日

子ども青少年局

目 次

	頁
1 子育て支援企業の状況	1
2 子ども会の団体数及び会員数の推移	3
3 子ども会の他都市比較	4
4 子ども会への助成額の推移	5
5 子ども会等の登録児童一人当たり予算額	6
6 子ども会に対する評価	6
7 名古屋市学童保育連絡協議会からの要望のうち実現できていない主なもの	7
8 留守家庭児童育成会への支援の他都市比較	8
9 不育症相談事業の実施方法及び相談実績の他都市比較	9
10 乳幼児健康診査の受診状況の推移	10
11 妊婦健康診査の受診率の推移	11
12 児童虐待事案の一時保護件数	12
13 児童相談所及び社会福祉事務所における児童虐待相談の状況	13
14 主な児童虐待防止対策	15
15 児童養護施設等措置児童の進学率の推移	17
16 児童養護施設及び乳児院の小規模化の状況	18
17 里親及びファミリーホームの状況の推移	19
18 若松寮の社会福祉法人への移管に伴う運営内容の変更点	20
19 子ども・子育て支援新制度実施までの主なスケジュール（予定）	21
20 一時保育事業の概要と今後の方向性	22
21 エリア支援保育所に対する保育現場の主な意見及び対応状況	23

22	食物アレルギーのある保育所入所児童数の推移	24
23	公立保育所保健師の主な役割	25
24	公立保育所の社会福祉法人への移管準備にかかる主な内容	26
25	平成26年4月保育所等入所にかかる一次選考調整状況	27

1 子育て支援企業の状況

(1) 子育て支援企業数の推移

(各年度2月末現在)

区 分	23年度	24年度	25年度
子育て支援企業数	73 社	112 社	126 社

(2) 子育て支援企業の一覧

(平成26年2月末現在)

企 業 名	
社会福祉法人愛知県厚生事業団	株式会社加藤造園
愛知産業株式会社	株式会社川口組
株式会社アイチテクノ	株式会社川島鉄工所
青木あすなろ建設株式会社	株式会社京都銀行
株式会社青山工務店	株式会社クボタ
足立建設株式会社	株式会社熊谷組
株式会社アドバンスソフト	株式会社グランデ
株式会社新井組	株式会社光建
株式会社安寿	株式会社コングレ
株式会社安藤・間	株式会社サクラダ
株式会社イーオン・セントラル・ジャパン	株式会社佐野塗工店
株式会社石川工業	株式会社サミックス
株式会社市川工務店	三機工業株式会社
株式会社稲熊造園土木	三協熱研株式会社
岩間造園株式会社	株式会社サンゲツ
宇佐美工業株式会社	山昇建設株式会社
株式会社エース	ジェイテクノ株式会社
荏原商事株式会社	敷島製パン株式会社
株式会社荏原製作所	株式会社柴田組
株式会社大島組	ジャパンリサイクルコンストラクション
大島建設株式会社	株式会社
大島造園土木株式会社	昭和土木株式会社
株式会社大林組	株式会社杉本組
大矢建設株式会社	鈴中工業株式会社
岡崎信用金庫	生活協同組合コープあいち
株式会社オカシズ	株式会社セディナ
鹿島建設株式会社	大成建設株式会社
加藤建設株式会社	大有建設株式会社

企 業 名	
株式会社ダイワ	株式会社二友組
大和小田急建設株式会社	株式会社ノゼキ
大和証券株式会社	株式会社パソナ
株式会社竹居組	合資会社八和工務店
たんぽぽ薬局株式会社	株式会社服部組
中京建設工業株式会社	早川建設株式会社
中日建設株式会社	株式会社日立製作所
中部電力株式会社	株式会社ヒメノ
中部土木株式会社	株式会社フジケンコーポレーション
恒川建設株式会社	富士ゼロックス株式会社
東海建設株式会社	藤貴建設株式会社
東海旅客鉄道株式会社	株式会社不動テトラ
東海緑化株式会社	ブラザー工業株式会社
東京海上日動火災保険株式会社	株式会社ぶりっじ
株式会社東芝	フルタ工業株式会社
東濃信用金庫	碧海信用金庫
東邦ガス株式会社	ポッカサッポロフード&ビバレッジ
戸田建設株式会社	株式会社
豊田株式会社	株式会社本陣
株式会社トヨタコミュニケーションシステム	前澤工業株式会社
	株式会社丸栄
豊田通商株式会社	水野建設株式会社
トヨタ販売連合健康保険組合	三菱電機株式会社
トヨタファイナンス株式会社	村上建設工業株式会社
株式会社ドラッグスギヤマ	名工建設株式会社
中日本高速道路株式会社	名盛建設株式会社
公益財団法人名古屋市教育スポーツ協会	株式会社明電舎
社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会	メタウォーター株式会社
国立大学法人名古屋大学	八神建築株式会社
公益財団法人名古屋市文化振興事業団	安井建設株式会社
株式会社ニチイ学館	山城土木株式会社
日新電機株式会社	株式会社山田組
日本ガイン株式会社	株式会社山田商会
日本電気株式会社	横河ソリューションサービス株式会社
日本技建株式会社	吉田工機株式会社
日本国土開発株式会社	株式会社LIXIL
株式会社日本保育サービス	計 126 社

注：企業名は五十音順

2 子ども会の団体数及び会員数の推移

区 分	23年度		24年度		25年度	
	団体数	会員数	団体数	会員数	団体数	会員数
千 種	118	2,924	117	2,847	115	2,828
東	101	2,695	93	2,487	88	2,403
北	193	5,820	179	5,445	175	5,160
西	226	7,756	223	7,244	224	7,417
中 村	228	6,303	220	6,434	216	6,097
中	65	1,019	61	737	56	940
昭 和	176	4,095	169	3,955	168	3,984
瑞 穂	127	3,622	125	3,650	127	3,618
熱 田	107	2,849	101	2,686	95	2,515
中 川	201	7,784	191	7,330	180	6,872
港	164	7,096	157	6,598	153	6,387
南	268	7,747	257	7,354	249	7,030
守 山	86	3,275	85	3,259	81	3,245
緑	160	6,912	161	6,809	154	6,580
名 東	155	5,969	154	5,779	150	5,457
天 白	92	3,158	89	2,900	83	2,725
計	2,467	79,024	2,382	75,514	2,314	73,258

注1：団体数は地域子ども会の数

注2：平成23年度及び平成24年度は各年度3月末現在、平成25年度は9月末現在

3 子ども会の他都市比較

区 分	24年度			25年度			所 管
	団体数	会員数	補助額	団体数	会員数	補助額	
	団体	人	千円	団体	人	千円	
札 幌	529	25,718	3,600	517	24,419	3,600	子ども未来局 子ども育成部 子どもの権利推 進課
横 浜	—	53,223	3,413	—	50,421	3,623	こども青少年局 青少年部 青少年育成課
川 崎	308	21,398	5,033	308	20,196	5,033	市民・こども局 こども本部子育 て施策部 青少年育成課
太 阪	835	40,185	6,897	772	36,677	6,478	こども青少年局 企画部 青少年課
神 戸	241	9,720	6,582	228	9,632	6,285	こども家庭局 子育て支援部 こども青少年課
広 島	—	31,528	15,419	—	28,649	14,924	教育委員会 青少年育成部 育成課
名 古 屋	2,382	75,514	72,054	2,314	73,258	70,871	子ども青少年局 青少年家庭部 青少年家庭課

注1：会員数を把握している政令指定都市のうち、会員数の多い上位5都市及び旧五大都市

注2：団体数及び会員数の平成24年度は3月末現在、平成25年度は9月末現在

4 子ども会への助成額の推移

(単位：千円)

区 分	24年度	25年度	26年度
市子ども会 連合会の運営	380	380	380
区子ども会 育成の者組織活動	2,519	2,485	2,435
学区子ども会 育成の者組織活動	4,317	4,252	4,116
地域の子ども会 活動	52,338	51,254	49,501
区子ども会 リーダー養成事業	12,500	12,500	12,500
計	72,054	70,871	68,932

5 子ども会等の登録児童一人当たり予算額

(単位：円)

区 分	金 額
子 ど も 会	9 4 1
ト ワ イ ラ イ ト ス ク ー ル	4 0 , 1 0 1
留 守 家 庭 児 童 育 成 会	1 5 7 , 3 9 3

注1：子ども会は平成25年9月末現在の登録児童数で算定

注2：トワイライトスクールは平成25年9月末現在の登録児童数のうち、平成26年度トワイライトスクール実施校分で算定

注3：留守家庭児童育成会は平成25年4月1日現在の登録児童数で算定

6 子ども会に対する評価

- ・子ども会は、地域で子どもを見守るという取り組みの先駆けであり、地域の子どもたちの健全育成のため、無償のボランティアとして活動していただいている。
- ・少子化が進行するなか、指導者の方々などの努力により、名古屋市のような都市部において、小学生の加入率については50%以上を維持しているということには大変感謝している。
- ・一方で、少子化の進行に加え、子どもの生活スタイルの変化や保護者の価値観の多様化などの影響により、子ども会の加入率減少や指導者のなり手不足といった状況があることについては、行政としても課題として認識はしているものの、効果のある対応策が見いだせず大変苦慮している。

7 名古屋市学童保育連絡協議会からの要望のうち実現できていない主なもの

区 分	要 望 内 容
指 導 員 経 験 加 給	指導員の経験加給助成の新設
障 害 児 受 入 推 進 助 成	障害児受入推進助成を現状の国基準単価に加え、障害児1人ごとに加算
家 賃 補 助	賃貸物件にかかる家賃補助の増額
ひとり親家庭減免助成	留守家庭児童育成会がひとり親家庭の保護者負担額を減免した場合の育成会に対する補助の増額

注1：障害児受入推進助成については、国基準は障害児の受入人数にかかわらず1人以上受け入れたクラブを対象としており、その額は年々増加している。
(平成26年度本市予算案1,608,000円/か所)

注2：家賃補助については、耐震化未対応の借家から耐震化対応済の借家へ移転した場合は限度額を増額(57,000円まで)して助成

8 留守家庭児童育成会への支援の他都市比較

区 分	家賃補助	地代補助	専用室 無償貸与	移転経費 補 助	開設準備 経費補助	保護者負担 減免補助
名古屋	○	×	○	○	×	○
札幌	○	×	×	×	×	○
横浜	○		×	○	○	○
相模原	○	×	×	○	○	×
神戸	○	×	×	×	×	×
岡山	○	×	×	×	○	×

注1：実施しているものは「○」、実施していないものは「×」

注2：横浜市は、土地・建物の月額賃料に対して補助

9 不育症相談事業の実施方法及び相談実績の他都市比較

区 分	実 施 方 法	相 談 方 法	24年度実績
名古屋	名古屋市立大学病院に委託	電話相談（週2回）	211件
札幌	市直営	電話相談（週5回） 面接相談（月4回）	2
さいたま	市直営	電話相談（週1回） 面接相談（月1回）	1
千葉	市直営	電話相談（週5回） 面接相談（月1回）	37 （不妊相談含む）
横浜	横浜市立大学附属市民総合医療センターに委託	面接相談（月1回）	4
川崎	川崎市看護協会に委託	面接相談（月1回）	5
相模原	市直営	電話相談（月1回） 面接相談（月1回）	〔平成25年度から実施〕
京都	京都府助産師会に委託	面接相談（月2回）	20 （不妊相談含む）
堺	市直営	面接相談（月1回）	〔平成25年2月から実施〕

注：本市以外は、不妊・不育専門相談事業として実施

10 乳幼児健康診査の受診状況の推移

(単位：人)

区 分		健診日に 受診しな かった者 (A)	受診勧奨に よって 受診した者 (B)	入院中 又は 転出した者 (C)	未受診者 (A－B－C)
22年度	3か月児	797	451	260	86
	1歳6か月児	1,432	704	248	480
	3歳児	2,069	932	227	910
	計	4,298	2,087	735	1,476
23年度	3か月児	1,056	719	221	116
	1歳6か月児	1,719	993	208	518
	3歳児	2,331	1,174	255	902
	計	5,106	2,886	684	1,536
24年度	3か月児	987	668	215	104
	1歳6か月児	1,473	838	216	419
	3歳児	1,999	1,083	204	712
	計	4,459	2,589	635	1,235
健診日に受診しなかった 者への対応		・往復はがき及び電話により受診を勧奨 ・連絡が取れない場合は保健師が自宅を訪問			

注：未受診者数は、健診日に受診しなかった者のうち、受診勧奨によって翌年6月末までに受診した者及び入院中又は転出した者を差し引いた人数

1 1 妊婦健康診査の受診率の推移

区 分	2 2 年 度	2 3 年 度	2 4 年 度
受診票交付枚数 (A)	3 1 0, 8 9 8 枚	3 0 3, 9 1 2 枚	3 0 2, 8 3 4 枚
受 診 枚 数 (B)	2 4 2, 2 5 5 枚	2 4 3, 3 0 8 枚	2 4 7, 7 4 9 枚
未 使 用 枚 数 (A－B)	6 8, 6 4 3 枚	6 0, 6 0 4 枚	5 5, 0 8 5 枚
受 診 率 (B／A)	7 7. 9 %	8 0. 1 %	8 1. 8 %
未受診者への対応	母子保健システムを用いて受診状況を確認し、受診勧奨につな げている		

注：受診票交付枚数は、妊娠届出件数×1 4 回分

1 2 児童虐待事案の一時保護件数

(単位：件)

区 分	2 1 年 度	2 4 年 度
件 数	1 6 1	4 0 8
上 記 の う ち 緊 急 介 入 班 に よ る も の	—	1 6 1

注：緊急介入班は平成24年度から設置

1 3 児童相談所及び社会福祉事務所における児童虐待 相談の状況

(1) 中央児童相談所管内

(単位：件)

区 分	2 1 年 度		2 4 年 度	
	児 童 相 談 所	社会福祉事務所	児 童 相 談 所	社会福祉事務所
千 種	4 6	1 6	6 0	1 7
東	1 2	7	5 2	3 2
北	5 9	6 1	1 4 8	2 9
中	3 7	1 1	6 3	1 0
昭 和	2 0	2 1	4 7	9
瑞 穂	2 8	7	6 4	3 1
守 山	5 1	7 3	1 2 0	6 4
緑	9 0	3 5	1 9 7	3 5
名 東	4 3	6 6	9 8	5 0
天 白	4 5	1 2	8 1	3 6
その他	1	—	2 4	—
計	4 3 2	3 0 9	9 5 4	3 1 3

注 1：児童相談所は相談対応件数、社会福祉事務所は相談受付件数

注 2：平成 2 1 年度は、児童相談所 1 か所体制

(2) 西部児童相談所管内

(単位：件)

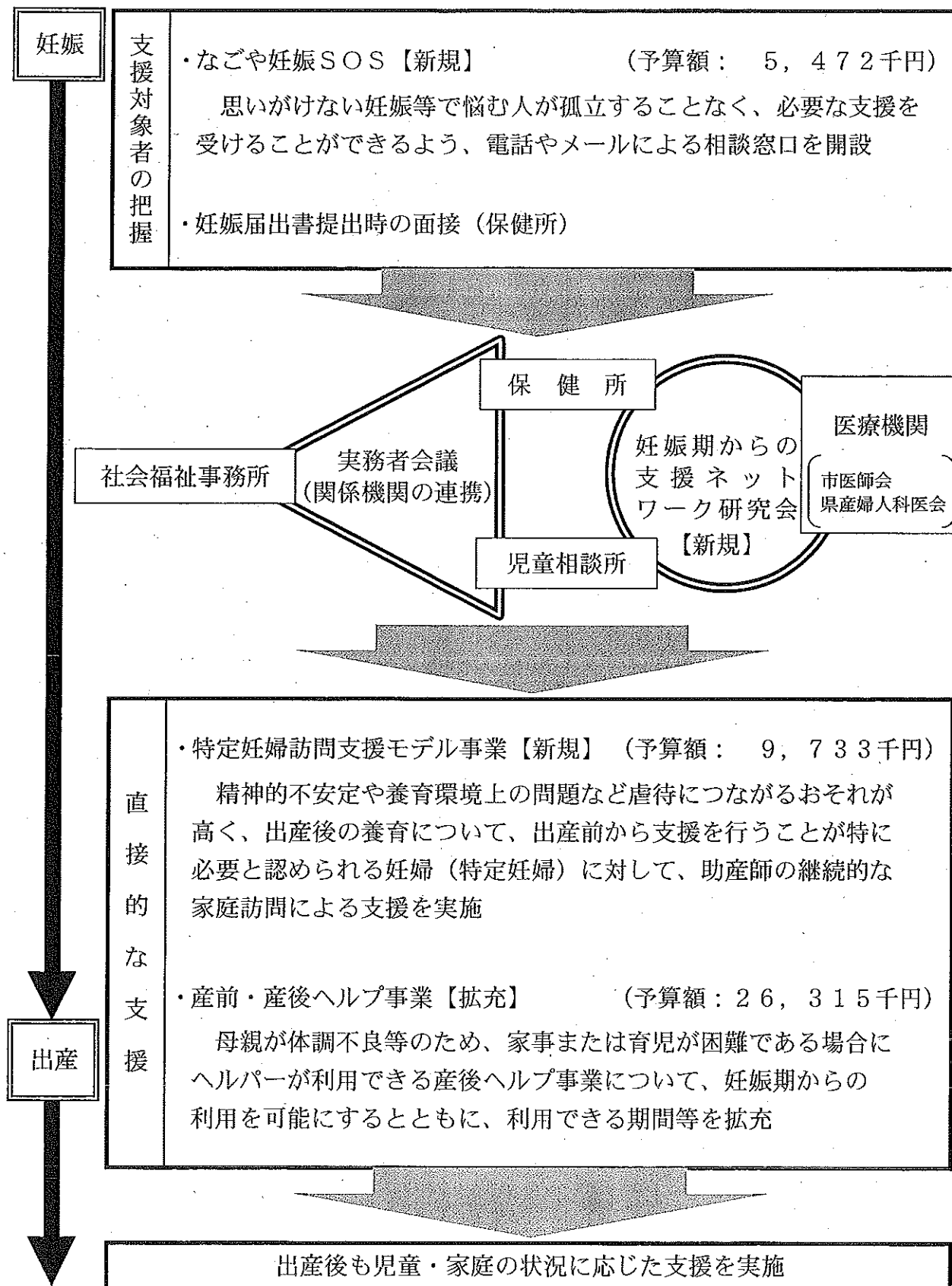
区 分	2 1 年 度		2 4 年 度	
	児 童 相 談 所	社会福祉事務所	児 童 相 談 所	社会福祉事務所
西	2 2	3 5	7 0	1 7
中 村	3 4	3 4	8 5	7 4
熱 田	2 1	1 1	3 5	9 1
中 川	1 0 1	7 0	1 4 8	1 0 4
港	6 2	1 8	8 4	2 2
南	6 9	1 8 6	1 3 6	9 6
その他	—	—	2 0	—
計	3 0 9	3 5 4	5 7 8	4 0 4

注 1：児童相談所は相談対応件数、社会福祉事務所は相談受付件数

注 2：平成 2 1 年度は、児童相談所 1 か所体制

1 4 主な児童虐待防止対策

(1) 発生予防の取り組み



(2) 対応力の強化の取り組み

区 分	内 容		
児童福祉司及び 児童心理司の 増 員	区 分	2 5 年 度	2 6 年 度
	児童福祉司	6 4 人	7 4 人
	児童心理司	1 4 人	1 9 人
	内 容	・ 児童福祉司の増員 1 5 人 (内訳) 地区担当 5 人 区業務担当 5 人 里親担当 2 人 受付相談担当 3 人 ・ 児童心理司の増員 4 人	・ 児童福祉司の増員 1 0 人 (内訳) 地区担当 5 人 区業務担当 3 人 受付相談担当 2 人 ・ 児童心理司の増員 5 人
児童虐待対応 業務システムの 開 発	迅速かつ的確な対応を行うため、児童相談所、社会福祉事務所及び保健所等の関係機関が虐待受付及び対応状況等の情報を即時に確認できるシステムを開発するもの (予算額：37,746千円)		
児童相談所の 体制整備に 関する調査	急激に増加している虐待相談を始めとした児童相談に対して、さらに迅速・的確に対応するため、本市に必要な児童相談所の体制整備に関する調査を実施するもの (予算額：3,000千円)		

1 5 児童養護施設等措置児童の進学率の推移

(1) 中学校卒業者

区 分	2 2 年 度	2 3 年 度	2 4 年 度
卒 業 者 数	5 0 人	5 9 人	7 0 人
進 学 者 数	4 3 人	5 0 人	6 3 人
進 学 率	8 6 . 0 %	8 4 . 7 %	9 0 . 0 %

(2) 高等学校等卒業者

区 分	2 2 年 度	2 3 年 度	2 4 年 度
卒 業 者 数	3 4 人	2 5 人	4 2 人
進 学 者 数	7 人	7 人	9 人
進 学 率	2 0 . 6 %	2 8 . 0 %	2 1 . 4 %

1 6 児童養護施設及び乳児院の小規模化の状況

(1) 小規模化実施施設の状況

(平成26年3月1日現在)

区 分	児 童 養 護 施 設	乳 児 院
小規模化 実施施設	9施設	2施設
ユニット数	14ユニット	3ユニット
ユニット 児童定員	95人	13人
ユニット 入所児童数	91人	10人

注：本市所管の児童養護施設14施設、乳児院4施設

(2) 児童養護施設における小規模グループケアの実施例

区 分	小規模グループケア実施前	小規模グループケア実施後
ケアの形態	大舎制 45人	中舎制 15人 小規模 ケア 6人 小規模 ケア 6人 小規模 ケア 6人 小規模 ケア 6人 小規模 ケア 6人
直接処遇 職員数	16人	19人

注：小規模グループケアとは、居室、居間、食堂、台所等を備えたユニットにおいて児童6人以上8人以下の小規模なグループに専任の職員を配置し、家庭的な環境での養育を行うもの。

1 7 里親及びファミリーホームの状況の推移

(1) 里親登録数及びファミリーホーム実施か所数

(各年度末現在)

区 分	2 3 年 度	2 4 年 度	2 5 年 度
里 親 登 録 数	1 0 3 世 帯	1 2 3 世 帯	1 4 1 世 帯
ファミリーホーム実施か所数	1 か 所	1 か 所	3 か 所

注1：平成25年度は、平成26年3月1日現在

注2：ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）とは、保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童について、養育者の住居において家庭的環境で養育を行う事業。定員5人又は6人。

(2) 委託児童数及び里親等委託率

(各年度末現在)

区 分		2 3 年 度	2 4 年 度	2 5 年 度
委 託 児 童 数	里 親	3 6 人	5 9 人	6 2 人
	ファミリーホーム	4 人	4 人	1 4 人
里 親 等 委 託 率		5 . 7 5 %	8 . 9 1 %	9 . 6 4 %

注1：平成25年度は、平成26年3月1日現在

注2：里親等委託率

$$= \frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院・児童養護施設入所児童数} + \text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}$$

1 8 若松寮の社会福祉法人への移管に伴う運営内容の変更点

(1) 運営内容の変更点

区 分	現 行	移 管 後
入 所 児 童	小学生以上18歳未満	幼児以上18歳未満
入 所 定 員	40人	32人
ケ ア 単 位	1グループ 10人	1グループ 8人
直接処遇職員数	16人	18人 (想 定)

(2) 入所定員変更の考え方

家庭的養護の推進という国の方針を受け、児童一人ひとりへの処遇向上を図るため、小規模グループケアを実施するもの

19 子ども・子育て支援新制度実施までの主なスケジュール（予定）

区 分	主 な 内 容
平成26年 3月	・ 幼保連携型認定こども園、特定地域型保育事業等の認可・運営に関する基準の省令公布
4月	・ なごや子ども・子育て支援協議会、名古屋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会、関係団体からの意見聴取
6月定例会	・ 幼保連携型認定こども園、特定地域型保育事業等の認可・運営に関する基準条例（案）を上程
6月～	・ 事業者（幼稚園・保育所・家庭的保育事業等）の意向確認
7月～	・ 子ども・子育て支援新制度にかかる市民コールセンターの開設及び広報パンフレットの作成・周知
8月	・ 名古屋市子ども・子育て支援事業計画（案）パブリックコメントの実施
秋頃	・ 名古屋市子ども・子育て支援事業計画策定
10月～	・ 保育の必要性の認定申請受付 ・ 事業者の認可・確認の申請受付
平成27年 4月	・ 子ども・子育て支援新制度開始

20 一時保育事業の概要と今後の方向性

(1) 事業の概要

区 分			公 立 及 び 公 立 保 育 所 民 間 保 育 所 に お け る に お け る リ フ レ ッ シ ュ 一 時 保 育 事 業 預 かり 保 育 事 業
実 施 場 所 数			42か所
1 か 所 あ た り 定 員			6人
事 業 区 分	非 定 型 保 育	保護者の就労、就学等により、家庭保育が困難になる場合に週3日を限度として利用	○
	緊 急 保 育	冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事由により、緊急・一時的に利用（原則、連続した14日以内）	○
	リフレッシュ保 育	在宅で子育てをしている保護者が、新たな気持ちで育児に取り組むことが出来るよう、1か月に3日を限度として利用	○

注：公立保育所におけるリフレッシュ預かり保育事業は、平日に1日あたり市内10か所程度で、各公立保育所が協力して実施（1か園あたり月2日程度実施）

(2) 今後の方向性

区 分	方 向 性
公立保育所の社会福祉法人への移管における取り扱い	社会福祉法人への移管に伴い、公立保育所のか所数は減少するが、公立保育所におけるリフレッシュ預かり保育事業については、当分の間、現行の平日1日あたり市内10か所程度の実施体制を維持
子ども・子育て支援新制度における一時保育の取り扱い	子ども・子育て支援新制度における一時保育事業（一時預かり事業）は、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられ、今後策定する子ども・子育て支援事業計画に基づき実施することとされている

2 1 エリア支援保育所に対する保育現場の主な意見及び対応状況

保 育 現 場 の 主 な 意 見	モデル事業における対応状況
保育の質を向上させるため、公立・民間保育所の職員間で情報交換をする必要がある。	保育課題に基づく公開保育の実施や家庭保育室等へのノウハウの伝承
障害児や保護者の引きこもりで登園しないケースなど支援を要するケースが増えているため、他機関との連携を進める必要がある。	保育所での対応が困難なケースについて他園からの発達相談や子育て相談に応じるとともに、専門的機関へのコーディネート
在宅の家庭で支援の場に出向かない家庭に対する働きかけの必要がある。	エリア内の子育て家庭への訪問
地域の子育て支援のさらなる活性化のために、エリア内の他の子育て支援機関との連携を深めていく必要がある。	エリア内の子育て支援ネットワーク事業への支援

２２ 食物アレルギーのある保育所入所児童数の推移

(１) 入所児童数

(各年度２月１日現在)

区 分	２４年度			２５年度		
	公立	民間	計	公立	民間	計
食物アレルギー児童数	人 598	人 1,744	人 2,342	人 652	人 2,247	人 2,899
エピペンを預かっている 児 童 数	8	16	24	23	32	55

注：平成２４年度の民間保育所分については、平成２５年３月１日現在

(２) 公立保育所における主な原因食物別児童数

(各年度２月１日現在)

区 分	２４年度	２５年度
鶏 卵	人 477	人 510
牛乳・乳製品	178	186
ピーナッツ	81	93
小 麦	46	59
ソ バ	56	58
ゴ マ	52	55

注：食物アレルギーの原因食物が複数ある児童は、原因食物ごとに児童数を計上

2 3 公立保育所保健師の主な役割

(1) 園内業務

区 分	内 容
保 健 衛 生	・ 流行性疾患やけがへの対応 ・ 保健だよりの作成 ・ 心肺蘇生やAED（自動体外式除細動器）の実技指導 ・ SIDS（乳幼児突然死症候群）の予防指導
食 事	・ 産休明け乳児の調乳と哺乳 ・ 離乳食やアレルギー食指導
健 康 診 断	・ 園児健康診断の測定・記録及び園児歯科検診の記録 ・ 新入園児面接（新入園児聞き取り、健康診断）

(2) 園外業務

区 分	内 容
他の公立保育所	・ 園児に対する手洗い指導や職員に対するSIDSの指導等の保健指導 ・ 健康診断、新入園児健康診断や歯科検診時の補助 ・ 地域子育て支援センターを利用している保護者や児童に対して保健衛生に関する講習
家 庭 保 育 室	・ 家庭保育室からの相談に応じた職員への助言や家庭保育室への訪問

2 4 公立保育所の社会福祉法人への移管準備にかかる 主な内容

移 管 年 度	保 育 所 名	主 　　　　　 内 　　　　　 容						
		移解体等 転用地既存建物 設計	移解体等 転用地既存建物 工事	選 定 委 員 会 開 催	引 継 ぎ 共 同 保 育 等	新 設 整 備 補 助	園 舎 解 体 設 計	園 舎 解 体 工 事
27 年 度	矢 田				○			
	東 志 賀				○			
	田 幡				○	○	○	
28 年 度	振 甫			○				
	御 田		○	○				
	(仮称) 南・氷室		○	○				
	にじが丘	○	○	○				
29 年 度	東 栄	○						
そ の 他	千 種 台							○

25 平成26年4月保育所等入所にかかる一次選考調整状況

(1) きょうだいが既に保育所に入所している申込児童の調整状況 (単位：人)

区 分	人 数
同 一 保 育 所 に 入 所 決 定	1, 5 9 5
別 の 保 育 所 に 入 所 決 定	2 4 7
不 承 諾	1 5 2
計	1, 9 9 4

(2) 希望順位別の承諾状況 (単位：人)

区 分	人 数
第 1 希 望	7, 0 6 2
第 2 希 望	1, 1 4 3
第 3 希 望	5 8 2
第 4 希 望	2 4 4
第 5 希 望	1 4 7
第 6 希 望	9 7
第 1 ～ 第 6 希 望 以 外	1 5 2
計	9, 4 2 7

注：(1) (2) 共に平成26年1月末時点のデータを抽出した速報値